

藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針（最終案）について

藤沢市教育委員会では子どもたちにとってより良い教育環境を整えるため、市立学校の適正規模・適正配置に向けた取組を進めているところです。

「藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針（素案）」を作成後、いただきましたご意見を踏まえ、「藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針（最終案）」を作成しましたので、その内容を報告するものです。

1 これまでの経緯

令和3年度に「藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定するため、令和3年5月に藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会を設置しました。その後、3回の検討委員会を経て「基本方針（素案）」を作成し、市議会への報告のほか、パブリックコメントを実施しました。

令和3年 5月	検討委員会を設置, 検討委員会委員長へ諮問, 「基本方針」の検討を開始
令和3年 9月	藤沢市議会定例会子ども文教常任委員会において「基本方針（素案）」を報告
令和3年10月	「基本方針（素案）」に対するパブリックコメントを実施
令和3年11月	藤沢市議会行政改革等特別委員会において「藤沢市行政改革2024実行プラン令和3年度上半期実績について」の中で「これからの学校のあり方の検討」を報告
令和4年 1月	検討委員会委員長から答申

2 「基本方針（素案）」に対する主な意見

(1) 市議会（子ども文教常任委員会，行政改革等特別委員会）

- ・ 検討委員会の人選について、学校は防災の意味においても重要な拠点になるが、今後、防災安全関係の方たちも入ってくるのか
- ・ 公有地の活用や民有地を借り上げ、分校設置も含めて学校を増やしマンモス校を解消する方策について、最初から排除をするということではなくて十分検討する必要もあると思う
- ・ 地域の皆さんや、また保護者の皆さんと課題を共有するということは大変重要である。基本方針の段階で地域の皆さんに情報提供など考えているのか
- ・ 文科省の基準で言う過大規模校と過小規模校は、教育環境としては適正ではないという意味であり是正されなければいけないものである

(2) パブリックコメント

ア 日程 令和3年10月4日(月)から11月4日(木)まで

イ 実施結果 36人 48件

ウ 主な意見

- ・基本方針を検討する際には、是非、子どもたちの目線で考えて欲しい
- ・すべての子どもが余裕をもって楽しく学びのびのび成長していける教育環境を望む
- ・地域の学校がなくなるということは、その地域の過疎化、活気の低下が考えられる
- ・「特別支援学級未設置校」の表の下に、今後の特別支援学級開設予定のスケジュールを示した方が良いと考える
- ・小学校は小学校、中学校は中学校としてきめ細かな教育をすべきと思う
- ・各地区別資料に隣接する小中学校間の距離を記載して欲しい

3 最終案における主な修正点

No.	意見	修正点	資料2 記載ページ
1	(情報更新)	「かながわ特別支援教育推進指針(仮称)」の内容が一部示されたため、その内容に修正しました。	7ページ
2	基本方針を検討する際には、是非、子どもたちの目線で考えて下さい。	「子どもたちの目線に立つて」の文言を追記しました。	21ページ
3	公有地の活用や民有地を借り上げて、分校も含めて学校を増やしてマンモス校を解消する方策について、最初から排除をするということではなくて十分検討する必要もあると思う。	「時限的な分校の設置」の文言を追記して、学校規模及び配置の適正化を検討する手法の一つとしました。	21ページ

No.	意見	修正点	資料2 記載ページ
4	・小学6年間を修了して新たな中学校生活に突入するのが望ましい。 ・藤沢市に義務教育学校を設置して欲しい。 など	小中一貫教育を検討する場合には、導入する意義を学校適正規模・適正配置の取組とは別に検討する必要があることを明記しました。	22ページ
5	・大規模校であっても「一人ひとりの把握が難しくなりやすい」ということはないと思う。 など	学校運営上の特性について、検討委員会の議論を踏まえて整理しました。	29ページ から 32ページ
6	各地区別資料に、市民センター・公民館の位置を記載して欲しい。	市民センター・公民館の位置を記載しました。	38ページ から 89ページ
7	各地区別資料に、隣接する小中学校間の距離を記載して欲しい。	小中学校間及び小学校間の直線距離を記載しました。	38ページ から 89ページ

4 「藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針（最終案）」

資料2のとおり

※「基本方針（素案）」からの修正点は、下線を付して表示しています。

>

5 今後の取組

基本方針の策定後の取組については、基本方針に基づき、令和4年度から令和5年度にかけて検討委員会を開催して適正規模・適正配置の実現に向けた通学区域の見直しや学校の統合など、具体的な手法や学校名を明記した「藤沢市立学校適正規模・適正配置実施計画」を策定します。

「実施計画（素案）」の作成後には、市議会への報告、パブリックコメントの実施、検討対象となる学校が所在する地域における地域説明会の実施などにより広く計画に対する意見を伺い、いただいた意見を検討委員会において再検討するなどにより実施計画を策定します。

6 今後のスケジュール（予定）

令和4年	2月	藤沢市議会定例会子ども文教常任委員会において「基本方針（最終案）」を報告
令和4年	3月	藤沢市教育委員会定例会において「基本方針」を策定
	4月	教育総務課内に新たな担当を設置
	5月～10月	藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会において「実施計画」を検討
	12月	藤沢市議会定例会子ども文教常任委員会において「実施計画（素案）」を報告
令和5年	1月	「実施計画（素案）」に対するパブリックコメントを実施
	同月～6月	「実施計画（素案）」に検討対象校が記載されている地域において地域説明会を実施
	7月～12月	藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会において「実施計画」を継続して検討
令和6年	2月	藤沢市議会定例会子ども文教常任委員会において「実施計画（最終案）」を報告
	3月	藤沢市教育委員会定例会において「実施計画」を策定
	4月以降	実施計画に基づき、「(仮称) 地域別小中学校適正規模・適正配置検討協議会」を順次設置し、各地区との協議を開始

以上

（教育部 教育総務課，学務保健課）